

新	旧
<p>本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う<u>外務員資格試験</u>（以下「試験」という。）、<u>外務員資格認定講習</u>（以下「認定講習」という。）<u>並びに登録更新講習</u>（以下「更新講習」という。）は、本要領により実施する。</p> <p>1. <u>試験の実施</u></p> <p>(1) 試験は、<u>株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ</u>（以下「CBT-Solutions社」という。）が実施する<u>コンピュータ試験の方法</u>（以下「CBT方式」という。）により行う。</p> <p>(2) 前項本文の申込手続等は、<u>CBT-Solutions社のWEBサイト</u>より行う。</p> <p>(3) 試験科目は規則第6条に規定する5科目とし、その内容は別表に定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>試験の出題数、合否判定、試験時間は、規則第5条各号に規定する試験の区分に応じて次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>商品デリバティブ取引総合試験</u></p>	<p>本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う<u>更新講習並びに外務員登録資格認定講習</u>（以下「講習等」という。）<u>及び試験</u>は、本要領により実施する。</p> <p>1. <u>試験の実施</u></p> <p>(1) 試験は、<u>コンピュータ試験の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ試験の実施ができない場合には、本会が指定する日時及び場所において筆記の方法により試験を行うことができる。</u></p> <p>(2) 前項但書の日時及び場所の指定は、<u>本会の開催通知をもって行う。</u></p> <p>(3) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>出題科目</u></p> <p>a. <u>商品先物市場論</u></p> <p>b. <u>商品先物取引法令・諸規程</u></p> <p>c. <u>商品先物取引業務の基礎知識</u></p> <p>d. <u>商品の基礎知識</u></p> <p>e. <u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号、以下「金商法」という。）の下で商品関連市場デリバティブ取引に係る外務行為を行う者が保有すべき知識として本会が認定したもの</u></p> <p>② <u>出題数</u> 上記a～dに係る30問及び上記eに係る10問の合計40問とする。但し、受験者の事前の申告によりa～dに係る設問のみを受験することを妨げない。</p> <p>(4) <u>上記、科目の内容については別表に定める。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>ア <u>出題数</u> <u>規則第6条第1号から第4号に係る30問及び第5号に係る10問の合計40問</u></p> <p>イ <u>合否判定</u> <u>1問10点とし、総配点(400点満点)の80%(320点)以上で合格</u></p> <p>ウ <u>試験時間</u> <u>120分</u></p> <p>② <u>商品先物取引限定試験</u></p> <p>ア <u>出題数</u> <u>規則第6条第1号から第4号に係る30問</u></p> <p>イ <u>合否判定</u> <u>1問10点とし、総配点(300点満点)の80%(240点)以上で合格</u></p> <p>ウ <u>試験時間</u> <u>90分</u></p> <p>(5) <u>試験問題の解答は○×方式及び選択方式とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2. 認定講習の実施等</p> <p>(1) <u>認定講習は、CBT方式により行う。</u></p> <p>(2) <u>前項本文の申込手続等は、CBT-Solutions社のWEBサイトより行う。</u></p> <p>(3) <u>認定講習内容は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>商品デリバティブ取引の社会経済的意義等について</u></p> <p>② <u>商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則について</u></p> <p>③ <u>適切な営業行為及び商業倫理について</u></p> <p>④ <u>外務員が法令に違反した時の効果について</u></p> <p>(4) <u>認定講習に付設される理解度確認テストの出題数は20問とし、80%(16問)以上の正答をもって認定講習の受講を修了</u></p>	<p>(5) <u>試験問題の形式は○×方式及び選択方式とする。</u></p> <p>(6) <u>試験時間は120分とする。なお、上記(3)②の但書きに係る申告をした者の試験時間は90分とする。試験開始後60分は退席を認めない。</u></p> <p>(7) <u>合格判定は、1問10点とし、総配点(400点満点)の80%(320点)以上とする。なお、上記(3)②の但書きに係る申告をした者の総配点は300点とする。</u></p> <p>(8) <u>試験に不合格となった者は、当該受験日から30日を経過しなければ再受験することはできない。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>した者として取り扱う。</u></p> <p>(5) <u>認定講習の講習時間は120分とする。</u></p> <p>(6) <u>理解度確認テストの解答は選択方式とする。</u></p> <p>3. 更新講習の実施等</p> <p>(1) 更新講習は、<u>CBT方式により行う。</u></p> <p>(2) <u>前項本文の申込手続等は、CBT-Solutions社のWEBサイトより行う。</u></p> <p>(3) <u>更新講習の内容は、外務員として適正な商品先物取引業務を遂行するための知識に関するものとする。</u></p> <p>(4) <u>更新講習に付設される理解度を確認する設問は12問とし、8問以上の正答をもって更新講習の受講を修了した者として取り扱う。</u></p> <p>(5) <u>更新講習の講習時間は90分とする。</u></p> <p>(6) <u>理解度を確認する設問の解答は選択方式とする。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p>2. 更新講習の開催</p> <p>(1) 更新講習は、<u>コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>3. 外務員登録資格認定講習の開催</p> <p>(1) <u>外務員登録資格認定講習（以下「認定講習」という。）は、コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。</u></p> <p>(3) <u>講習内容は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>商品デリバティブの社会経済的意義等について</u></p> <p>② <u>商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則について</u></p> <p>③ <u>適切な営業行為及び商業倫理について</u></p> <p>④ <u>外務員が法令に違反した時の効果について</u></p>

新	旧
(削る)	<p>(4) <u>認定講習受講のための教材は以下のとおりとする。</u> <u>商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）</u></p> <p>(5) <u>認定講習の講習時間は120分とする。</u></p> <p>(6) <u>認定講習に付設される理解度確認テストに80%以上の正答率をもって解答したことをもって本講習修了とする。</u></p> <p>4. 受講・受験の申込手続等</p> <p>(1) <u>コンピュータの方法により、講習等又は試験を実施する場合</u> <u>申込手続等は、本会が別に通知するWEBサイトに掲載する。</u></p> <p>(2) <u>1.の(1)の但書、2.(1)の但書及び3.(1)の但書により、行う場合</u></p> <p>① <u>受験の申込みを行おうとする会員等及び未許可法人等は、受験者ごとに別紙様式1の「試験申込書」に必要事項を記入し、受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。</u> <u>なお、講習等の受講の申込みについては、開催通知に同封する受講申込書に必要事項を記入して本会へ提出する。</u></p> <p>② <u>受講・受験の申込締切日は、受講・受験日の1週間前（その日が休日にあたる時は翌営業日とする。以下同じ。）とする。ただし、とくに必要があると認めるときはこれを変更することができる。</u></p> <p>③ <u>受講・受験料は、前号の申込締切日までに、所定の銀行口座に振込入金するものとする。</u></p> <p>④ <u>本会は、①の「試験申込書」を受理したときは、受験者ごとに「受験番号」を付し、別紙様式2の「受験票」を遅滞なく交付するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>受講・受験の申込みの取消しをする場合は、速やかに本会に届け出るものとする。</u></p> <p>⑥ <u>受講・受験料は、受講・受験日の前日（その日が休日にあたる時は直前の営業日。）までに申込みの取消しがあつ</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>4. CBT方式の代替措置 <u>システム障害等によりCBT方式の実施ができない場合には、その状況に応じて本会が指定する日時及び場所において試験、認定講習、更新講習を実施することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この改正は、改正の日(令和7年9月30日)から起算して6月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。</p> <p>2. この改正の施行の日以前に改正前の実施要領により本会が実施した更新講習の受講を修了している者は、改正後の実施要領により本会が実施した更新講習の受講を修了した者とみなす。</p>	<p><u>た場合に限り、請求によりこれを返還する。</u></p> <p>5. 未許可法人等の提出書類 <u>規則第3条第1項第3号の試験要領に定める書類は、法第190条の許可及び法第240条の2の登録の申請書の写し等、当該許可及び登録を受けようとすることを証する書面とする。</u></p> <p>(新設)</p>

